

## 白井市教育委員会臨時会会議録

### ○会議日程

平成26年4月30日（火）

白井市役所4階第1会議室

1. 委員長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 議決事項

議案第1号 いじめ防止基本方針の策定について

議案第2号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について

議案第3号 白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則の制定について

議案第4号 平成26年度教育費補正予算に係る意見聴取について

4. その他

---

### ○出席委員

委員長 石亀 裕子

委員 小林 正継

委員 高城 久美子

委員 石垣 裕子

教育長 米山 一幸

### ○欠席委員

なし

---

### ○出席職員

教育部長 田代 成司

教育総務課長 五十嵐 孝明

生涯学習課長 藤咲 克己

文化課長 黒澤 博史

書記 伊藤 祐子

〃 品川 太郎

午前9時00分 開 会

○委員長開会宣言

○石亀委員長 これから平成26年第2回白井市教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員は5名です。議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

---

○会議録署名人の指名

○石亀委員長 議事録署名人の指名をいたします。小林委員と石垣委員にお願いします。

---

○議案第1号 いじめ防止基本方針の策定について

○石亀委員長 議案第1号「いじめ防止基本方針の策定について」説明をお願いします。

○田代教育部長 議案第1号「白井いじめ防止基本方針について」。いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、白井市いじめ防止基本方針を別添のとおり策定する。平成26年4月30日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案は、白井市いじめ防止基本方針を策定するため提案するものです。

「白井市いじめ防止基本方針（案）」をご覧ください。この基本方針は、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づいて作成するものです。第1、いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項につきましては、1番、基本理念。ここに3つ書いてあるとおりでございます。

2番、いじめの定義。「『いじめ』とは、児童生徒が一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）で、その行為を受けたものが心身の苦痛を感じているものをいう」というのがいじめの定義となります。3番、いじめ防止等に関する基本的な考え方でございます。この考え方につきましては、（1）いじめの防止。いじめの防止についての取り組みについて必要であることが書かれております。（2）、いじめの早期発見。いじめを早期発見するための手立て等についての方策を書いています。

なお、訂正がございました。2ページの下から3行目、真ん中に「学校や学校の設置者」とあります。

「設置者」につきましては「教育委員会」に置き換えていただきます。

3ページ、（3）いじめへの対処。これにつきましては、いじめが起きたときに組織的にきちんと体制整備をしていくということで明記しております。（4）、地域や家庭との連携につきましては、その必要性について書かれております。（5）、関係機関との連携。これにつきましては、学校だけではなく関連機関に対して連携をとることが必要であるということが書かれております。なお、2カ所訂正をお願いいたします。（5）の下の3行目です。「都道府県私立学校主管部局等」とあります。これにつきましては「都道府県私立学校主管部局」は市立ではなくて私立の学校について述べているところですので、これについてはありませんので、そこの部分をお願いします。「等」の前までです。

次に、「平素から、学校や学校の設置者」とあります。この「設置者」も「教育委員会」に置き換え

ていただきたいと思ひます。

第2、いじめ防止等のための対策の内容に関する事項。1、いじめの防止等のために市が実施する施策。(1) 地方いじめ防止基本方針の策定。これにつきましては、法の第12条を踏まえて、いじめ基本方針を策定いたします。(2) いじめ問題対策のための協議会の設置でございます。これは法の第14条1項に基づいて、いじめ防止等に関する機関や団体の連携を図るため、既存の青少年問題協議会にいじめ問題対策の機能を持たせます。そういう形で、構成メンバーにつきましては、学校関係者、教育委員会、警察関係者、保護司、民生児童委員、学識経験者その他の関係者により構成を行います。

(3) 教育委員会の附属機関の設置。法第14条の3項を踏まえて、いじめ防止等のための対策を実効的に行うために教育委員会に附属機関を設置いたします。構成メンバーにつきましては、専門的な知識、経験を有する第三者等の参加を図り、公平性、中立性が確保されるように努めます。

なお、この委員会につきましては、重大事態に関する調査、これにつきましては法の28条において調査を行うことがあります。その調査は教育委員会が行いますけれども、そこに附属機関を調査を行う組織とするものでございます。

続きまして、(4) 市が実施すべき施策です。市として実施すべき施策については、財政的な措置、人的な整備についてと明記してあります。そのほか、教育委員会として実施すべき施策については、例えば相談窓口の設置、または今後ですけれども、防止対策マニュアル作成またはいじめ防止強化月間を設置したりしていきます。それから、いじめを行った保護者に対して学校教育法第35条に基づいて出席停止措置を命ずることができますので、そういったことも明記しております。その他につきましては、学校の評価において、いじめに対する評価をきちんとするというを明記しております。

2番、いじめ防止等のために学校が実施する施策でございます。(1) いじめ防止基本方針の策定でございます。これは法の第13条に基づいて、学校がいじめ防止基本方針を策定することになっております。次に、(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置でございます。学校におけるいじめ防止のために組織を設置するというので、法第22条に基づいて設置するような形をとっております。(3) 学校内におけるいじめ防止等に関する措置。いじめ防止や早期発見、いじめが発生した際の対処に当たることについて書いてあります。いじめについての報告は、重大事態と校長が判断した場合には委員会に報告になります。そのほかについては、定期的に報告する形をとっております。

3番、重大事態への対処でございます。重大事態に対しての発生について、どのように対処するかということ述べております。(1) 教育委員会又は学校による調査でございます。これにつきましては、重大事態が発生したときに教育委員会が調査に入ることができるということを示しております。イ、調査結果の提供及び報告でございます。調査を行った結果を報告する義務を課しております。保護者に対してもきちんと報告するというを課しております。その結果についても市長に報告するという形になっております。自殺の背景調査における留意事項でございます。「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」につきましては、非常に配慮を要することが多いですので、それを参考として調査を行うと

いうことを明記しております。(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置でございます。ア、重大事態の対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、白井市が設置した附属機関で調査を行います。これにつきましては、法第30条2項に基づいて、この機関を設けております。イ、再調査の結果を踏まえた措置等でございます。これにつきましては、調査の結果を受けて、今後の事態の防止のために必要な措置を講じることと、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告をするということが載っております。

以上、簡単でございますけれども、基本方針について説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○石亀委員長 ただいまの説明について質問等がありましたらお願いします。

○米山教育長 今回の方針は白井市が策定します。従来であれば教育関係は教育委員会が基本方針や基本計画を策定しますが、今回は、市全体、市長部局を含めた形での策定になりますので、市長部局との調整が済んでいるのかどうか。総務部や児童家庭課との調整はどの程度やってどのように調整をとったのか説明願います。

○田代教育部長 総務課、児童家庭課及び関係課と会議を持ち、全ての内容の確認をしていただいています。また、政策会議に付議しその結果を受けて、本日提案したところでございます。

○米山教育長 いじめの定義の「一定の人間関係」のところですが、学校教育法に学校の中での一定の範囲があるんですけども、ここで言っているのは、学校外の塾、その子が関わっている仲間や集団などの全ての人間関係をいうと。本来であれば教育委員会が立ち入ることが難しい範囲の事案についても、市が対応するということですが、根拠はどこにあって、どうやって対応していくのか説明願います。

○田代教育部長 いじめにつきましては、学校の中だけで起こるものではなく、陰湿ないじめになりますと学校外や最近ではインターネットを通じていじめが発生するといった事件等もございました。学校内での人間関係だけではなくて、ほかの部分も含めていくということが文部科学省からも出されております。この関係の対処につきましては、学校内だけでできるものではございませんので、学校間や関係機関も含めて一緒になってやっていくという形になります。学校や教育委員会から離れたり、市を飛び越えて行われることもあります。そういった部分につきましても今後対応していくということで載せております。

○米山教育長 白井市の基本方針だけが範囲を越えているのか、法律がそのようになっているのか、どちらですか。

○田代教育部長 法の8条がございます。ここに学校及び学校の職務の責務という中で、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有すること。それから法27条に、学校相互間の連携協力体制の整備というのがあります。地方公共団体は、いじめを受けた児童といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっ

ても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとするとなっています。

○**米山教育長** いじめを受けたという子どもが存在した場合に、学校の内外問わず、この基本方針をもって対応していくと。学校外の塾、スポーツクラブとかという具体的な事例を市として書き加えて、相互で連携をしていくという意味で書いたということですが、この事例について、国からの通知にこのような文言が入っていたのか、それとも市単独でこれを挙げたのか、どちらですか。

○**田代教育部長** 国の基本方針の中にこのようなことが載っておりますので、それを受けてここに載せてあります。国の基本方針の内容を読み上げます。ここにある一定関係とは、学校の内外に問わず、同じ学校、学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や手段など、当該児童生徒の何らかの人間関係を示すというふうに示されております。

○**米山教育長** わかりました。

○**石亀委員長** 学校外の塾、スポーツクラブなどは、市内にもありますし、市外に通っているお子さんもいらっしゃると思いますが、学校外の施設に関しては、このような方針をもって協力をお願いしますということは、一方通行にならないような体制を整えていくということでしょうか。方針を作りましたよというだけではなく、子どもに関わる機関に対して、方針を広くきちんと知らせて、協力を得ていけるようにするという点についてはどのように考えていますか。

○**米山教育長** 方針が正式決定しましたらホームページ等に載せていきます。関係機関には連絡が必要かなと思います。国の基本方針の中にスポーツクラブや学習塾も入ると書いてあるので、学習塾等で起きた事案についても、学校内で起きた事案と同じような形で調査していきますので、基本方針にのっとった形で進めていきます。

○**石亀委員長** ホームページや広報誌での一方的な連絡だけではなくて、積極的に関わってほしいというアピールは必要ではないかと思います。地域で見守るという意味も含めて、子どもが関わっている施設等との交流や情報交換という連携体制づくりは、非常に手もいりますし、大変なことだと思いますが、必要ではないかと思っています。

○**田代教育部長** 今後検討させていただいて、できる限り、民間の団体さんであっても、子ども関連施設については何らかの形でお知らせするような形をしていきたいと思っています。

○**石亀委員長** 重大事態という言葉があります。「いじめについての報告は、重大事態と校長が必要と判断した時」というような記載があります。校長先生の判断というのは、白井市内14校の校長先生の判断に誤差とか意識統一というのは行われているのかということところが気になります。今までの全国的な例からしても、そのあたりの認識の甘さがあったために、こういう対策をしていく流れになっていると思いますので、そのあたりの認識をどのように伝えてありますか。

○**田代教育部長** これも国のほうの基本方針に載っております。例えば児童生徒が自殺を図る、又

は身体に大きな傷害を負う、又は金品等に重大な被害をこうむる、精神的な疾患、児童生徒が一定期間連続して欠席している、大体30日を目安としますけれども、いじめによって欠席が続く、そういった場合を一つの判断という形で国のほうから示されています。

○石亀委員長 重大事態の定義というのは、そういうことですね。

○田代教育部長 はい。

○石亀委員長 校長が必要と判断したときというのは、重大事態の定義とイコールですか。

○田代教育部長 今言ったもの以外で、例えば保護者と大きくもめてしまう、例えばいじめが原因でそういう結果に陥ったけども、学校としてはいじめが原因ではないとか、調査してもいじめの原因が見付からないけども、保護者はいじめが原因であるということで食い違いがあったりとか、学校において難しいという部分を感じたときには、校長の申し出によって判断して調査するということも考えられます。

○米山教育長 今の委員長の質問は、重大事態とまた別に、校長が判断するときのものがあるのかということで、AとBがあるのかどうかと聞いていますが。

○田代教育部長 すみません。後半については、校長が、今言った4つの重大事態として、自殺とか、そういったものではないけども、学校のほうとして保護者と学校の調査が違っていると、学校ともめているという部分に関しては、学校のほうからすぐに委員会のほうに報告するという形になります。

○米山教育長 国の基本方針の定義の重大事態と、そのほかに学校長が速やかに教育委員会に報告したほうがいと判断した事案があったときの、AとBがあるということですね。

○小林委員 いじめについての報告は、重大事態とほかに校長が必要と判断したとき、そういうふうに分けて考えるということですね。

○米山教育長 そうです。AとBがあるということです。

○石亀委員長 市内の14人の校長先生の判断については、どのような考え方でいてほしいということについては、先ほど部長がおっしゃったような重大事態のほかに、保護者と学校との意見が食い違っているだとか、難問を抱えていると校長先生が判断したときと考えてよろしいんですか。

○田代教育部長 そうでございます。重大事態という部分と、学校が保護者と意見が食い違うとか、そういった部分があったときにはすぐに報告をいただくという形になります。

○石亀委員長 校長先生に対してこういう考え方をしてほしいというような研修は設けていく予定ですか。

○田代教育部長 この基本方針が確定しましたら、校長に細かく説明をしていく予定でございます。

○石垣委員 審議の進め方ですけれども、取りこぼしがないように、前から丁寧に見ていったほうがいいのかなと思います。そこで振り出しに戻って申しわけないですけれども、いじめの定義のところ、児童生徒という言葉について質問があるんですけれども、例えば養護学校などの県立学校

に通っている児童生徒や、私立学校に在籍しているケースが考えられますが、白井市在住の児童生徒という理解でよろしいでしょうか。

○田代教育部長 県立の特別支援学校等、県立高校及び付属中学校に通っているお子さんについては、県の条例に基づきます。私立につきましては、これも県の条例及び国のほうについて、例えば法31条では、私立の学校に係る対処というような形になっておりますので、白井市の場合、どちらかという、私立と県立については含みづらいかなという部分はございますけども、市として出しますので、公立の小中学校というふうにございます。教育委員会が管轄する部分については、公立等でございますので。

○石垣委員 今のお話を踏まえたと、例えば教育センター室などに相談を持ち掛けられた場合は、県などと連携をとって対処するというございますか。

○田代教育部長 県立学校だったり私立の学校であったり、学校間の連絡をとりながらやっていく形になります。

○米山教育長 先程の定義の、児童生徒は誰でも定義の中に入れるのと違ってしまわないですか。私立の小中学校については同じような基本方針というようなものがあるけれども、基本的には、教育委員会の権限の及ばない学習塾までについても対応するというのであれば、当然、特別支援学校や私立学校の児童生徒についても、情報が入ったり相談にこられたときは同じに扱うことになると思います。定義の中に除外規定を設ければ別ですが、ありませんので、同じように扱うと解釈していいと思います。それから、(3)のいじめへの対処につて、具体的に学校では何をやって、市教委では何をやるのか、わかる資料をあとでいいので委員に配布してください。教育委員会だけでこれをやるよといっても、実際にやるのは学校の現場なので、学校の基本方針と学校長や生徒指導担当と十分に連携をとってほしい。

○田代教育部長 わかりました。

○小林委員 いじめの防止等に関する基本的な考え方の(1)いじめの防止の中に、「地域と家庭が一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である」と書かれていますが、この普及啓発というのは具体的にはどのようなことですか。

○田代教育部長 いじめ対策についての今後の学校における基本方針についてどんなことをしているかということ、学校のいじめ防止に対してどういうことをしているかということに対して、市民全体に知らせる、保護者等について知らせるとのこと。あと、基本方針ができたことに対しても、市民全体にネットも含めた中で知らせていくものというふうにございます。

○小林委員 なぜ質問したかといいますと、情報を流しているというんですが、実際には知らない方がたくさんいるということをお聞きします。ですから、文書を配付するだとか、集まったところで話をするだとか、具体的なことをお聞きしたい。

○米山教育長 これだけ見ると具体性がないので何をやるのかわからないですね。家庭については、

各学校の基本方針を子ども達から保護者に届くようにします。また、地域との関連性の中では、学校だよりを地域に配付していますので、学校だよりに基本方針の概要版的なものを載せて、地域の方にも知ってもらうようにしたいと思います。

○石垣委員 学校基本方針を配付しますよというお話がありましたけど、それは大人の目線で、学校が保護者に対して発信するレベルのものだと思うんですけど、児童生徒の目線で、いじめはいけないんだよとか、いじめは人権問題だよとか、いじめられたり自分が苦しかったらこうしたほうがいいよとかといったような視点での啓発も大事なかなと思いますけれど、その点はいかがですか。

○田代教育部長 現在、さまざまな形で、例えば相談箱の設置、年2回の教育相談とか、Q-Uなどを実施しています。子どもに対して、その都度、こんな形でやっているよという部分で、もしあったときにはという形で子ども達に知らせています。それと、いじめ防止月間ということで、6月と12月、人権週間が12月にありますので、子ども達が自らいじめに対して考えていくということも含めて取り組んでいくという形です。

○石垣委員 せっかくそういう良い取り組みをしているのですから、この基本方針にそれも盛り込んだらいいのかなと思いますけれどもいかがですか。

○米山教育長 今、石垣委員が言ったのが本来の学校教育の基本だと思います。いじめ、人権に関わるものは、日常の授業の中で取り入れられるのが普通であって、いじめだけを特出ししていじめの授業をやるというのではなくて、日常の教育活動の中で進めていかなければいけないということで、基本方針の中でやるのではなくて、授業の中でこういう形で進めていくという体系的なものを学校に作ってもらおうと思います。本来の学校教育の姿ですので、学校で十分作れると思います。

○田代教育部長 学校にはさまざまな年間指導計画がございます。道徳教育も道徳の時間だけではなく、通常の授業でどうであるかとか、そういったものも含めた中でいじめの対策についても年間計画という形で作っているところです。

○米山教育長 今回の石垣委員の提案を含めて、本来の学校教育の中で、社会へ出るまでの正しい判断、悪い判断をきちんと子ども達に教育するのが学校なので、今回の法律は、できればもう少しその部分に厚みを持った法律であったらよかったのかなと思います。加害者を探して、被害者ありきの法律になっているように感じます。学校教育の本来の目的は、子ども達を教育するということをお大前提に重きを置いてもらって、司法の場ではないので、誰が加害者で、誰が被害者で、どちらが良かったか、悪かったかというのを判断するのではなくて、学校教育は、本来そういうことがないように子ども達を教育する場なので、学校現場ではきちんと体系的に教育課程の編成の中で作っていったらいいと思います。

○高城委員 市が実施すべき施策の中に、「いじめ防止強化月間を設置し、集中していじめ防止に係わる取組」とありますが、市を挙げて、みんながわかるようなポスターを作ったり、例えば小学校で虫歯予防デーのポスターや防火予防のポスターを描いたりしていますが、いじめ防止のポスタ

一も子ども達に描いてもらうなどそういう取り組みはいかがですか。

○田代教育部長 ご提案ありがとうございます。標語とかも12月のときは多くの学校が作ったりしておりますので、それも含めて今後検討していきたいと思います。

○米山教育長 重大事態への対処の中に、教育委員会又は学校による調査、調査結果の報告を受けた市長による再調査とありますが、その前に学校も調査するので、どこがどのくらい何の調査をするのかというのを順番に説明してください。

○田代教育部長 いじめの調査について幾つかの調査がございます。いじめ発生後、当然のことながら、学校内においては組織的にいじめに関する組織を作って、聞き取り調査をします。あと保護者に対しても説明と調査をかけていきます。それが学校における調査でございます。これは通常行われている調査でございます。次が、その調査を受けて教育委員会に報告がきます。その中で、例えば、先ほど挙げました自殺等の重大事態や案件とか、保護者との意見が違うとか、A君とB君との意見が違うとか、そういった部分に関しての報告が上がってきたときに、今度は初めて教育委員会による調査が入ります。重大事態の対処の中の、重大事態の発生と調査という部分で、法28条の1項で、附属機関を設けて調査に入ります。この調査については、例えば第三者的にお子さんに対して実際に聞き取り調査をする、またクラスであれば、それを見ていたお子さんとか、クラス全体に対しての調査を行う。そういったものを今度は客観的に行っていきます。そうした上で教育委員会と附属機関で最終的な報告をいたします。これが(1)の教育委員会又は学校による調査です。学校の調査は、教育委員会が直接入っていける部分と、必要に応じては教育委員会の指導のもとに学校が調査をするということがございますので、それはケース・バイ・ケースでございます。直接教育委員会がお子さんに聞き取り調査をするとかという場合もありますでしょうし、教育委員会の指導のもとアンケートをとったりします。次に市長による再調査でございますけれども、教育委員会が行った調査に対して、保護者とうまく解決がついていないとか、又は両方の言い分が、調査した上でうまくいっていないという部分があったらば、今度は教育委員会が一切手の入らない市長部局によって組織を作っていただいた方々によって、再度調査を行うというのが再調査になります。

○米山教育長 再調査の中に、白井市が設置した附属機関で調査「(以下「再調査」という。)」となっていて附属機関で調査を行うということですが、教育委員会で附属機関に委任しているところはどこかに書かれてましたか。

○田代教育部長 いじめ防止等のために市が実施する施策の中の、(3)教育委員会の附属機関の設置でございます。

○米山教育長 わかりました。学校の調査が終わった段階で、学校では重大事態であったり、また、学校長が教育委員会にお願いしたいといってきた調査というのは、教育委員会でやってから、附属機関の調査をやるのか、どちらですか。

○田代教育部長 これにつきましては、ケース・バイ・ケースがあると思います。教育委員会でそ

の辺は判断をしていって、附属機関の方が入っていて、実際に聞き取り調査をする場合もあるかと思えます。または、教育委員会が指導をして学校でアンケートを再度取り直すとか、そういった場合もございます。その辺はケース・バイ・ケースになるかと思えます。

**○米山教育長** 事案によって、学校の調査、教育委員会の調査、教育委員会の附属機関の調査、市の附属機関の調査と最大で4つあると。最初から重大事態であれば学校調査、教育委員会の附属機関調査、市の再調査、3つの場合もあり得ると。案件ごとに柔軟性を持ってやっていくそうですが、どうですか。なぜこのような聞き方をしたかという、加害者と推定される子どもに対する配慮やなんかがこの法文上ない。すぐいじめだというような法律体系になっているので、いじめた子がいじめはいけないことだということを十分認識した上で今後の学校生活をどうやって送っていくかという指導など、学校の調査が終わってすぐ附属機関、第三者機関にぼんといっちゃうということがいいのかどうかという心配も若干残っているので、教育委員会が橋渡しをするわけではないですが、学校の調査を受けて、教育委員会で報告を受け、意見を出し合った上で附属機関へ回すかどうかというような判断をしていきたいと思っているんですけども。一遍に行くのではなくて、教育委員会の中で話し合いをする時間と場所を設けて進めていったらいいのかなと思うので、重大事態については、臨時会を開くようにしたいと思います。通常の学校の調査で済んでいる分については、教育委員会議の中で報告していくということで、ここには明記されていませんけれども、重大事態と、校長が必要と判断した案件については臨時教育委員会議を開いて、教育委員会議で再度調査するか、しないかを決めてから進めていく。教育委員会が調査する余地がないというような緊急を要する重大案件であったら、報告書を皆さんに提示し、それをもって第三者機関のほうに調査を依頼するというような認識でどうでしょうか。

**○石亀委員長** この子のために本当に何がいいのかというのをその都度考えながら、先へ先へ事を大きくすることではないということが1つと、本当に大きなことであれば大きなことだということに認識する意識の高さというのも持たなければいけないと思います。その都度話し合いながら、そのときのベストな解決の方向へ持っていくということが大事なのかなと思います。

**○米山教育長** 子ども達の基本的な考え方、正しい考え方を身に付けさせるというのが教育委員会として必要だと思うんですけども、このいじめ防止対策推進法というのは、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とするで終わっています。もって子ども達の健全育成を図るとかというのを入れてくれてあれば、若干違ったのかなというニュアンスを最初から持っています。今委員長が言ったとおり、フィードバックをしながら、案件ごとにやっていくということでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

**○石垣委員** もともと青少年問題協議会というのがあって、そこに問題対策の機能を持たせるということですけど、管轄は市長部局なのか、教育委員会なのか教えてください。

○田代教育部長 青少年問題協議会の管轄については、教育委員会になります。

○石垣委員 そうしましたら、何か具体的な事案が発生したときには、教育委員会がイニシアチブをとって招集したりということができるといえることですか。

○田代教育部長 この協議会の目的が、団体との連携を図るための協議会でございます。ですから、事が起きてしまえば、先ほど言った教育委員会の附属機関とかにはなっていくと思います。協議会は、いじめの防止について市としてどう取り組んでいくとか、関連機関との取り組みも含めた協議と、年度の終わりにどうであったとか、そういった部分を協議していくことを目的としております。

○石垣委員 表現の問題なんですけれども、いじめ問題対策のためと書いてあったのですが、あくまでも防止対策ということですか。

○田代教育部長 防止も含めて、事後処理も含めて、こういうような形で流れていきますと。例えばこの基本方針についても、この協議会の中でご意見をいただくと。これについては防止も含めた、起こった後の処理についても全て書かれておりますので、そこも含めた部分というふうに考えていただきたいと思います。

○米山教育長 青少年問題協議会の中では、この基本方針の修正であったり、今学校で何をやっているか、市教委で何をやっているか、市で何をやっているかというような報告やいじめの件数であるとか概要についての説明、また協議会の委員から、この方針はこういうものを加えたほうがいいとか、こういうものを削除したほうがいいというような意見をもらって進めていきたいと思っています。昨年度までは協議会の開催日は1回でしたが、今年度は5回分の予算を計上していますので、逐次報告しながら協議会委員の意見をもらって、その意見を学校側に伝えて進めていきたいということで、案件が起きたときの対処はここではしません。

○石垣委員 教育委員会として実施すべき施策の中で、いじめ防止対策マニュアルを作成すると書かれていますが、これは新規に作るものですか。

○田代教育部長 各学校の取り組み等もございまして、それをまとめながら新規作成するものがございます。

○石垣委員 いじめの防止及び早期発見のための方策とか、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめの対応等々と書いてあるんですが、そういう防止対策以外の具体的な対応の仕方とかも盛り込む内容であつたらいいのかなと思います。

○田代教育部長 ご意見ありがとうございます。

○米山教育長 マニュアルについては、今事務レベルですり合わせをしているところですが、この方針が決まらないことには出せないの、決まりましたら出させてもらいます。

○石垣委員 先ほども教育委員会の中に附属機関ができるとか、協議会に新しい機能を持たせると

か、この基本方針をもとにいろいろな動きがありますので、それも盛り込んでいただければいいかなと思います。

○田代教育部長 ありがとうございます。

○石垣委員 教育委員会として実施すべき施策の中で、「教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、出席停止を命ずる等必要な措置を講ずる」というところですがけれども、そういう措置を講じた後のフォロー、いわゆる加害者の児童生徒に対するフォローはどのようになりますか。

○田代教育部長 出席停止については、教育委員会規則で設けられております。その中に出席停止を命じられたお子さんに対しての措置、どんなふうに指導していくか、例えば、家庭に保護者がいますので学習の補習であったりとか、登校してきたときの指導についてとか、今後、マニュアル等においても、その辺について、起きたときにどうであるかということについても付け加えていきたいと思っております。

○米山教育長 出席停止があった場合については、保護者が家庭にいる場合は教員が家庭に状況を見に行く、また、学習の指導をするということもあり得ます。保護者が家庭にいなかった場合については、出席停止でありながら学校の別室に呼んで、いろんな形で学習の機会を担保する形をとるとか、一定の決まりがありますので、子ども達の学習の機会が奪われないようにというのは当然配慮されます。大きな命令になりますので、やった場合はきちんとしたものを組んでやらないと、学習の機会がなくなったということがないようにというのが基本になります。

○石垣委員 戻すときの配慮も必要だと思いました。それから、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置の中の一番最後のところに「当該事案の性質に応じて適切な専門家を加える」とありますけれども、これは具体的にどのような方を想定されていますか。

○田代教育部長 スクールカウンセラーとか、または市の相談員とか、そういった関係者が入ってきております。

○石垣委員 わかりました。

○石亀委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

日常の学校教育の中で行われている教育相談だとか道徳教育だとかピアサポートなども含まれるのかなと思いますが、そういったことも含めこのいじめ防止基本方針（案）について、この内容でいいかどうかということをご判断いただきたいと思いますが、意見は出尽くしましたでしょうか。それでは、委員から出た意見を調整していただいた上で決定していくという形でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、議案第1号はそのようにいたします。

## 意見聴取について

○石亀委員長 議案第2号「白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○田代教育部長 議案第2号「白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について」。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別紙議案については、原案に同意する。平成26年4月30日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案は、平成26年第2回白井市議会定例会に上程する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたことによります。それでは、新旧対照表をご覧ください。先ほどの白井市いじめ防止基本方針に基づいて、まず市長部局が作る白井市いじめ対策再調査会というものを附属機関という形で新たに設けるものでございます。実際の管轄は、総務課となります。続きまして、教育委員会につきましては、白井市通学区域審議会の下に白井市いじめ対策調査会について、新しく附属機関を設けます。これにつきましては、教育委員会もとの附属機関でございます。いじめ防止等に関する事項についての調査審議すること。いじめに関する当事者間の関係を調整すること。重大事態が市内の小学校又は中学校で発生した場合における事実確認に関する事項について調査審議することになります。委員の構成につきましては、学識経験を有する者で5名以内です。任期は2年となります。

続きまして、白井市外国語指導助手業務委託業者選定委員会でございます。これにつきましては、27年3月をもちまして、現在のALTの配置につきまして委託が切れますので、プロポーザルによって新しく委託業者を選定するための委員会でございます。白井市立小学校及び中学校の外国語指導助手の派遣委託業者の選定について審査することになっております。委員構成につきましては、教育委員会の職員、市の職員7名以内でございます。委託業者を選定するまでの期間となっております。続きまして、白井市青少年問題協議会でございます。これにつきましては、昨年、25年6月に地方青少年問題協議会法という国法が改訂になりました。それに伴いまして、附属機関の構成及び先ほどの白井市いじめ防止基本方針に基づいて、新たにいじめ防止について協議することから変えるものでございます。1番、2番につきましては、同じでございます。3番につきましては、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るために必要な事項について協議することとなっております。委員構成につきましても、法の改訂により学識経験を有する者と関係行政機関の職員という形になりまして、前回と比べまして市議会議員が抜けております。以上、4点につきまして提案させていただきました。

○石亀委員長 議案第2号について質問等がありましたらお願いします。

○米山教育長 学識経験を有する者について、具体的にはどんな資格を持った人を想定して5人と考えていますか。

○田代教育部長 白井市いじめ対策調査会につきまして、教育委員会の附属機関でございますけども、

委員構成としまして、弁護士1名、医師1名、心理の関係で2名、学識経験者という形で、大学教授でございすけども、1名を想定しているものでございす。

○**米山教育長** 白井市いじめ対策調査会の(3)に、重大事態が市内の小中学校で発生した場合における事実確認に関する事項について調査審議することとなっていますが、ここの重大事態とは、いじめに係わる事だけでなく重大事態が起きたら何でもやるのですか。

○**田代教育部長** 先ほど基本方針で述べた重大事態と、または学校長が例えば保護者との意見が合わないとか、そういった部分に関しての審議、調査をするものというふうに捉えております。

○**米山教育長** ここの重大事態とは、いじめに関わらない事でもここでやることになるのかということ聞いています。

○**田代教育部長** いじめに関することです。

○**小林委員** 外国語指導助手業務委託のところで、派遣会社からということですが、教員の言うことを聞かないALTがいるということは何度か聞きましたが、そのような場合の対応はどのようになっていますか。

○**田代教育部長** 契約の問題だと思います。契約でALTに対して指導、助言が、学校が直接できないということですね。

○**石亀委員長** 派遣されたALTを変えてもらうことができるのかということについてはどうですか。

○**田代教育部長** そのように契約の段階でうたっております。

○**小林委員** 問題があった場合には、会社との話し合いですぐ変えることはできるということですね。校長先生と話し合っただけで変えることはできるということですね。

○**田代教育部長** 問題点があるからということであれば、ALTの派遣の変更という形について業者と契約段階において契約書を交わしていくという方向で持っていきたいと思っております。

○**小林委員** 教員とALTは直接できないので、派遣会社を通しての話し合いによって変えろとか、そういう対応ということですね。

○**田代教育部長** はい。

○**米山教育長** 業者の選定に関しては、この業者がきちんとALTとしての社員を派遣できるかどうかということをプロポーザルで判断します。入札で安いからそこで契約をするという方式をとらずに、本来の教育が満足できるような形の業者かどうかというのを、業者の提案を聞いて選定します。ALTについての評価が決裁で回ってきます。それも学校長が判断をして、評価点がついて、なおかつ英語の担当の先生も見ていますので、そのALTがその学校に合っているか、合っていないかという判断は早い時期にわかります。その場合は契約書によって変更できますので、英語の先生が1人で悩んでそのまま1年間いってしまうことはないです。

○**小林委員** わかりました。

○**石垣委員** 白井市青少年連絡協議会の施行期日ですけれども、平成26年7月13日からとなってい

ますが、これはどういう意味ですか。

○藤咲生涯学習課長 現在の委員の任期が7月12日までありますのでものですから、13日からとなったものです。

○石垣委員 わかりました。

○石亀委員長 他に質問ありませんか。それでは議案第2号についてお諮りします。教育委員会の意見は意義はないものとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、異議はないものといたします。

---

○議案第3号 白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則の制定について

○石亀委員長 議案第3号「白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則の制定について」御説明をお願いいたします。

○田代教育部長 議案第3号「白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則の制定について」。白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則を次のように制定する。平成26年4月30日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案は、白井市附属機関条例の一部改正に伴い、規則の一部を改正するものでございます。白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則でございます。新旧対照表をご覧ください。別表第3条関係につきまして、白井市通学区域審議会の下に、先ほど出ました白井市いじめ対策審議会、庶務担当機関については教育部学校教育課。白井市外国語指導助手業務委託業者選定委員会、庶務担当機関につきましては教育センター室を付け加えるものでございます。この規則は、公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

○石亀委員長 ただいま説明について質問等がありましたらお願いします。

○米山教育長 青少年問題協議会は、附属機関として規則の中に既に入ってますか。

○藤咲生涯学習課長 入っています。

○石亀委員長 附属機関条例の一部改正に伴う改正ということになりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

---

○議案第4号 平成26年度教育費補正予算に係る意見聴取について

○石亀委員長 議案第4号「平成26年度教育費補正予算に係る意見聴取について」説明をお願いいたします。

○田代教育部長 議案第4号「平成26年度教育費補正予算に係る意見聴取について」。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別紙議案については、原案に同意する。平成26年4月30日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

本案は、平成26年第2回白井市議会定例会に上程する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたことによります。補正理由につきましては、白井市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、教育委員会に附属機関を設置する。この附属機関では、いじめ防止等に関する事項の調査や審議、第三者機関として当事者間等の関係を調整、重大事態発生時の事実確認のための調査等を行うため、委員の報酬、旅費、食糧費の増額補正を行うものでございます。補正額合計につきましては、19万7,000円でございます。指導費、9款1項3目、学校運営支援事業としまして、1節報酬費としまして、委員報酬として、会長が7,300円×5回、委員が6,600円×5回×4人分でございます。合わせまして16万9,000円になります。9節旅費、費用弁償としまして、東京近郊からという形で想定をしまして、2万3,000円、あとは食糧費補正としまして5,000円です。これはお茶代でございます。

○石亀委員長 ただいま説明について質問等がありましたらお願いします。

○米山教育長 常設機関ですが、定期的に会議を開催するものではなくて、事案、例えば調整を必要とする事件が発生した場合に開催する機関とっていいですか。

○田代教育部長 事件事案が出たときに発生する歳出でございます。

○米山教育長 予算は持っているけども、事案が発生した場合のみ開催する際の報酬と費用弁償の補正ということでもいいですか。

○田代教育部長 根拠につきましては、附属機関条例の一般的な予算でございます。市長部局の調査機関についてもこの金額でございます。

○石亀委員長 ほかに質問はありませんか。それでは、議案第4号についてお諮りします。教育委員会の意見は異議がないものとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、議案第4号は異議なしといたします。

---

○その他

○石亀委員長 その他、何かありますでしょうか。

特にないようですので、以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。次回は5月7日の定例会です。本日お疲れさまでございました。

午前11時30分 閉会